

## 生活道路における速度規制の引き下げについて (2026 年 9 月 1 日以降の一般道)

### 1 引き下げの対象となる道路の例



速度規制がなく、中央線や車両通行帯、中央分離帯などもない  
(法定速度は時速 30 キロメートル)

### 2 引き下げの対象とならない道路の例



速度規制はあるが、  
中央線や車両通行帯はない  
(法定速度は規制による)



速度規制はないが、中央線はある  
(法定速度は時速 60 キロメートル)

### 3 判断のポイント

- (1) 速度規制の標識や標示がある場合、その規制に従う
- (2) 速度規制がない場合  
次のア、イのいずれかに該当する場合、法定速度は時速 60 キロメートル  
いずれにも該当しない場合、法定速度は時速 30 キロメートル
  - ア 中央線、または車両通行帯がある
  - イ 道路の構造や柵などの工作物(中央分離帯など)により、自動車の通行が往復の方向別に分離されている